

介護サービス費・利用料

	区分	費用(円)			算定 単位	備考		
		1割	2割	3割				
介護サービス費	従来型 多床室	支1	613	1226	1839	1日 (参考) 1割負担 かつ 30日計算時	支1	18390円
		支2	774	1548	2322		支2	23220円
		介1	830	1660	2490		介1	24900円
		介2	880	1760	2640		介2	26400円
		介3	944	1888	2832		介3	28320円
		介4	997	1994	2991		介4	29910円
	従来型 個室	支1	579	1158	1737		支1	17370円
		支2	726	1452	2178		支2	21780円
		介1	753	1506	2259		介1	22590円
		介2	801	1602	2403		介2	24030円
		介3	864	1728	2592		介3	25920円
		介4	918	1836	2754		介4	27540円
	在宅 強化型 多床室	支1	672	1344	2016		支1	20160円
		支2	834	1668	2502		支2	25020円
		介1	902	1804	2706		介1	27060円
		介2	979	1958	2937		介2	29370円
		介3	1044	2088	3132		介3	31320円
		介4	1102	2204	3306		介4	33060円
	在宅 強化型 個室	支1	632	1264	1896		支1	18960円
		支2	778	1556	2334		支2	23340円
		介1	819	1638	2457		介1	24570円
		介2	893	1786	2679		介2	26790円
		介3	958	1916	2874		介3	28740円
		介4	1017	2034	3051		介4	30510円
	介5	1074	2148	3222	介5	32220円		
在宅復帰在宅療養 支援機能加算		51	102	153	1日	厚生労働省が定める施設基準に適合する場合、算定します。		
夜勤職員配置費		24	48	72	1日	厚生労働省が定める夜勤を行う職員の基準を満たしている場合、算定します。		
サービス提供 体制強化費	I	22	44	66	1日	職員の配置状況・所有資格・勤続年数等により、いずれかを算定します。		
	II	18	36	54				
	III	6	12	18				
個別リハビリテー ション費		240	480	720	1日	利用者ごとに計画を作成しリハビリを行った場合、算定します。		
若年性認知症 利用者受入費		120	240	360	1日	65歳未満の方に対して個別担当者を配置します。		
認知症専門ケア費	I	3	6	9	1日	認知症の程度と職員配置状況に応じて算定します。		
	II	4	8	12				
認知症行動・ 心理症状緊急対応費		200	400	600	1日	認知症状等で緊急的に入所した場合、入所した日から7日を限度として算定します。		
重度療養管理費		120	240	360	1日	厚生労働省が定める状態かつ要介護4または5の利用者に対し、医学的管理を行った場合、算定します。		
療養食費		8	16	24	1回	厚生労働省が定める療養食を提供した場合、算定します。		
緊急短期入所受入費		90	180	270	1日	緊急でショートステイを行うことになった場合、開始日から7日(やむを得ない事情がある場合は14日)を限度として算定します。		
緊急時施設療養費		518	1036	1554	1日	緊急その他やむを得ない事情で厚生労働省が定める医療行為を行った場合、算定します。		
送迎費		184	368	552	1回	施設の職員が送迎を行った場合、算定します。		
口腔連携強化費		50	100	150	1回	歯科医療機関やケアマネージャーと厚生労働省が定める連携を図った場合、算定します。		
総合医学管理費		275	550	825	1日	治療管理を目的として利用した場合、10日を限度として算定します。		
生産性向上 推進体制費	I	100	200	300	1月	利用者の安全、サービスの質の確保、職員の負担軽減のために、テクノロジーの導入等に取り組んでいる場合、算定します。		
	II	10	20	30				
【R6年5月31日まで】								
介護職員処遇改善加算	I	所定 単位	$\times 39 / 1000$		1月	厚生労働省の基準に基づいて算定します。		
	II		$\times 29 / 1000$					
	III		$\times 16 / 1000$					
介護職員等 特定処遇改善加算	I	所定 単位	$\times 21 / 1000$		1月	厚生労働省の基準に基づいて算定します。		
	II		$\times 17 / 1000$					
介護職員等ベース アップ等支援加算					1月	1月当たりの介護サービスの総単位数に法定率「8/1000(サービス別加算率)」を乗じて得られた単位数で加算いたします。		
【R6年6月1日以降】								
介護職員処遇改善加算	I	所定 単位	$\times 75 / 1000$		1月	厚生労働省の基準に基づいて算定します。		
	II		$\times 71 / 1000$					
	III		$\times 54 / 1000$					
	IV		$\times 44 / 1000$					

介護サービス費・利用料

		費用(円)		算定 単位	備考
居住費	【R6年7月31日まで】			1日	別途ご案内させていただく【介護保険負担限度額認定】に基づき計算します。
	第1段階	多床室	0円		
		個室	490円		
	第2段階	多床室	370円		
		個室	490円		
	第3段階 ①②	多床室	370円		
		個室	1,310円		
	第4段階	多床室	377円		
		個室	1,668円		
	【R6年8月1日～】				
	第1段階	多床室	0円		
		個室	550円		
	第2段階	多床室	430円		
		個室	550円		
第3段階 ①②	多床室	430円			
	個室	1,370円			
第4段階	多床室	437円			
	個室	1,728円			
食費	第1段階	多床室・個室 300円		1日	
	第2段階	多床室・個室 600円			
	第3段階 ①	多床室	1,000円		
		個室			
	第3段階 ②	多床室	1,300円		
個室					
第4段階	多床室 1,445円				
生活セット	事業所のものご利用される場合 40円(税抜)		1日	洗身剤、洗髪剤、ティッシュ、マスク ※4点をセットとし希望の方のみ。マスクは必要時 使用量が著しく多い場合は、別途ご相談させていただきます。 <input type="checkbox"/> ご自身・ご家族で準備 <input type="checkbox"/> 生活セットを利用	
その他	事業サービスの中で提供される便宜のうち、日常生活においても通常必要となるものに係る費用であって、利用者負担させることが適当と認められる費用は、利用者の負担となります。 例：私物洗濯代、特別な食事、胃ろう交換等の物品、理・美容代、その他…実費 診断書：5,500円、死亡診断書：3,300円(コピーは1,100円)、エンゼルセット(ご逝去時)：12,000円 インフルエンザ予防接種代：法定予防接種の場合には、法定予防接種を行う医療機関が、入所者が住所地を有する市町村の定めた額を請求します。				